

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額のうち、平成15年10月から16年4月までは41万円、17年12月から18年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②については2万円、申立期間③については10万円、申立期間④については5万円、申立期間⑤については10万円、申立期間⑥については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月1日から21年11月30日まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月25日
④ 平成18年7月15日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月15日

A社において営業担当取締役として勤務した。給与支払明細書の総支給金額に対して標準報酬月額が低額である上、賞与についても給与支払明細書において厚生年金保険料が控除されているのに記録が無い。申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年10月から16年4月まで及び17年12月から18年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、15年10月から16年4月までは41万円、17年12月から18年3月までは18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、事業主は「業況不振のため、社会保険事務所（当時）に相談に行った際、標準報酬月額を下げる指導を受けた。」旨を回答しているところ、申立人が「実際の給与額より低額の報酬月額を届出し、保険料を納付していた旨を社長から聞いた。」と供述している上、平成17年12月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届において確認できる標準報酬月額がオンラインに記録されている標準報酬月額と一致していることから、事業主は、当該期間に係る給与支払明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年5月から同年8月までのオンライン記録の標準報酬月額は、30万円とされているところ、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人は、上記の標準報酬月額より低額の給与の支給を受けていたことが確認できる上、上記の標準報酬月額より低額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間①のうち、平成16年9月から同年12月まで、18年4月から20年3月まで及び同年4月のオンライン記録の標準報酬月額は、それぞれ28万円、13万4,000円及び15万円とされているところ、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人は、上記の標準報酬月額より高額の給与の支給を受けていたことが確認できるが、上記の標準報酬月額より低額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間①のうち、平成17年1月から同年11月まで、20年5月から同年8月まで及び同年10月から21年10月までのオンライン記録の標準報酬月額は、それぞれ18万円、15万円及び15万円とされているところ、申立人から提出された給与支払明細書によると、上記の標準報酬月額より高額の給与の支給を受けていたことが確認できるが、上記の標準報酬月額と同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間①のうち、平成20年9月のオンライン記録の標準報酬月額は、15万円とされているところ、申立人から提出された給与支払明細書によると、上記の標準報酬月額より低額の給与の支給を受けていたことが確認できる上、上記の標準報酬月額と同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①のうち、平成16年5月1日から17年12月1日までの期間及び18年4月1日から21年11月30日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

2 申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、申立人から提出された給与支払明細書及び平成15年分の所得税の確定申告書Bにおける保険料控除額から、申立期間②については2万円、申立期間③については10万円、申立期間④については5万円、申立期間⑤については10万円、申立期間⑥については20万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「不況のため賞与の支払をしていません。」と回答していることから、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 30 日から 31 年 5 月 7 日まで

私は、A社では事務関係の仕事をしていたので、同社の厚生年金保険被保険者期間は全額一時金として処理し、B社会保険事務所（当時）で受け取った。しかし、その前に勤務していたC組合の分はもらっていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 4 月 15 日が支給決定日であるA社での脱退手当金を受給したことを認めているところ、オンライン記録において申立期間の被保険者期間についてもその計算の基礎とされている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、裁定庁からの照会に対して回答した記録と同社及びC組合の被保険者記録が記載されているほか、同社において資格取得後の 31 年 8 月 15 日に生年月日変更されている上、厚生年金保険被保険者記号番号の重複処理がされているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 30 日から 31 年 6 月 21 日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受け取ったが、B組合及びC社については脱退手当金を受け取っていないので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については、事業所を退職後、脱退手当金を受給した記憶があるものの、申立期間については請求していないと主張しているが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、オンライン記録において、申立期間の被保険者期間についてもその計算の基礎とされている上、脱退手当金支給対象の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間後の脱退手当金受給時に申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示がされているとともに、脱退手当金支給対象期間の「自昭和 29 年 7 月 30 日至昭和 37 年 9 月 20 日」が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。